

# 第1回公益法人の会計に関する研究会

## —議事要旨—

1. 日 時：平成25年8月5日（月）10：00～11：55
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：  
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、上倉参与、小森委員（オブザーバー）  
（事務局）高野局長、水上次長
4. 議 事：
  - （1）研究会の運営について
  - （2）公益財団法人公益法人協会からの意見聴取
  - （3）日本公認会計士協会からの意見聴取
  - （4）公益法人会計基準適用についてのアンケート結果（速報）
  - （5）今後のスケジュール
5. 議事概要：
  - （1）事務局次長から本研究会の参与の紹介を行った後、事務局長から、本研究会設置の趣旨について説明した。また、事務局次長から〈資料1-2〉の本研究会の運営要領（案）について説明があり、承認された。互選により高山参与が座長に選任された。座長により座長代理に梶川参与、主査に金子参与が指名された。
  - （2）公益財団法人公益法人協会の太田理事長より〈資料2-1〉及び〈資料2-2〉に基づき以下の説明があった。
    - ・平成20年基準は制度的要請が強く反映された会計基準であり、行政側では便利な基準である一方で、公益法人並びに一般国民にとっては難解な基準になっている。
    - ・〈資料2-2〉は公益法人協会が独自に公益法人を対象に実施したアンケートのうち、平成20年基準の適用に不都合を感じている事項についての自由記載の内容であり、事業内容・規模等多様な公益法人において抱えている種々の問題点について

説明があった。

- ・公益法人協会の要望として、聖域なく会計基準並びに認定法令に係る会計上の問題点について議論をしていただき適時に対応していただきたい旨、また、議事運営に関して、公益法人実務家の関与の検討をお願いしたい旨及び審議過程の公開をお願いしたい旨の要望がなされた。

座長より、平成20年基準について、分かりやすく受け入れやすい基準とするための方策を議論していきたい旨及び審議の公開については検討する旨の回答があった。

(3) 日本公認会計士協会を代表して梶川参与から〈資料3-1〉にある会計士協会からの要望について、以下の説明がなされた。

- ・平成20年基準設定から数年経過し、企業会計基準について新たな基準の設定・改正が行われている中で、これらの基準について公益法人への適用要否について実務上混乱が生じている。
- ・認定基準との関係で会計理論だけでは判断できない部分もあり、制度趣旨に基づく会計処理を明らかにすべきと考える部分も多い。この研究会を通して議論し、対応を図っていく必要がある。

上倉参与から、〈資料3-2〉に示された会計士協会においてまとめられた個別の論点について説明がなされた。

小森オブザーバーから、会計士協会からの要望にも示されているが、平成16年会計基準及び平成20年会計基準の適用関係についてもご議論いただきたい旨の発言があり、他の参与からも賛意が示された。

座長より、会計基準上の論点及び制度的要請による論点の2点について、公益法人協会の要望も踏まえて本研究会で検討していきたい旨の回答があった。

(4) 事務局次長から、〈資料4〉に示された本年7月に実施した公益法人会計基準適用についてのアンケートの集計結果（速報）について説明がなされた。

(5) 事務局次長から、研究会の当面の開催方針を説明した。

当面月に1回の開催を予定し、定期的開催とする。また当面の予定として、第1回から第3回まで検討課題の整理を行うこととし、第2回については、常勤委員との合同開催になる予定（第2回の日程は調整中）。

以上